



コンプライアンス推進本部長
教育長 中川齊史

夏の「コンプライアンス推進月間」が始まりました。県民からの教育への信頼を得るため、私たち教職員一人一人のコンプライアンス意識を向上させ、行動することが大切です。

「コンプライアンス推進月間」の取組に積極的に参加してください。それでは、はじめましょう！

今回の夏のコンプライアンス推進月間の
eラーニング研修では、

- 教職員の服務
 - 交通ルールの遵守
 - 不適切な指導・体罰の根絶
 - 個人情報の取扱い
- の研修をします。

(注) ・本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。
・イラストの一部は、Geminiで作成しています。



「令和7年度コンプライアンス推進計画」

コンプライアンス推進テーマ

セーフティネットのあるWell-Beingな学校
～信頼され続ける学校・教職員の確立に向けて～

重点取組事項

◆推進テーマの具現化

- ①性犯罪・性暴力等の根絶
- ②不適切な指導・体罰の根絶
- ③職場のハラスメント行為の根絶
- ④交通ルールの遵守徹底
- ⑤著作物の適切な利用の徹底



最初に、「教職員の服務」についてです。

地方公務員法第30条（服務の根本基準）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

＜職務上の義務＞

服務の宣誓

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職務に専念する義務

＜身分上の義務＞

信用失墜行為の禁止 秘密を守る義務

政治的行為の制限

争議行為等の禁止

営利企業への従事等の制限



一度は見たことが
ありますね。

例えば、「信用失墜行為」

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

しかし、

全国では様々な事案が発生しています。

個人情報
の漏えい

飲酒運転

不適切な
指導・体罰

セクシュア
ル・ハラス
メント

etc

問題です

（問１）次の条文は、地方公務員法第３０条の服務の根本基準についてです。（ ）に適する語句を教えてください。

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、（ １ ）を挙げてこれに専念しなければならない。

（問２）次の条文は、地方公務員法第３３条の信用失墜行為の禁止についてです。（ ）に適する語句を教えてください。

職員は、その職の（ ２ ）を傷つけ、又は職員の職全体の（ ３ ）となるような行為をしてはならない。



再度、確認を
しましょう！

(回答)

1 全力

2 信用

3 不名誉

(解説) 信用失墜行為の禁止については、**職務の内外にかかわらず**、全体の奉仕者にふさわしくない非行を禁止するもので、多くの**懲戒処分**で、その処分理由とされています。

次は、「交通ルールの遵守徹底」（ながらスマホ）について確認します。

運転中の「ながらスマホ」は道路交通法で禁止されています。



携帯電話を持って通話する
（通話）



携帯電話の画面を注視する
（画像注視）



カーナビの画面を注視する
（画像注視）

「少しぐらいは大丈夫」という一瞬の油断が悲惨な交通事故を招きます

（出典：政府広報オンライン「やめよう！運転中の「ながらスマホ」違反すると一発免許停止！」を加工して作成）

（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201707/2.html>）



（警察庁）

徳島県内における携帯電話等の使用による交通事故件数の推移

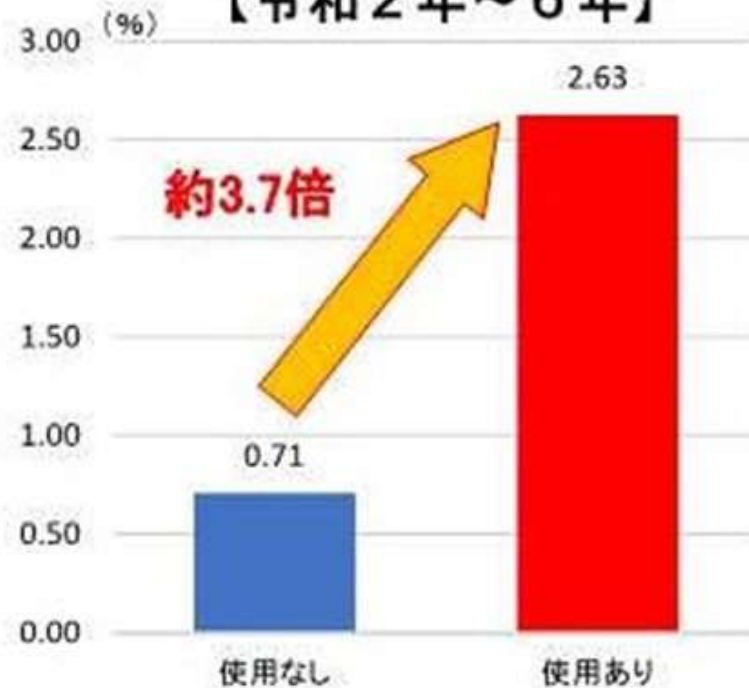
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	総計
死亡		1			1		1				3
重傷	5	3	4	2	1	1	1		2	1	20
軽傷	32	46	37	29	35	9	14	16	13	15	246
総計	37	50	41	31	37	10	16	16	15	16	269

(資料提供：徳島県警察本部)

ここ数年事故件数は横ばいですが、3件の死亡事故も起きています。



〈参考〉携帯電話等使用有無別死亡事故率比較
【令和2年～6年】 (全国)



(注) 「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合をいう。



「ほんの一瞬なら大丈夫」
と考えているなら大きな間
違いです。

時速60kmで走行する自
動車は、2秒間で約33m進
みます。

(出典:警察庁ウェブサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html>)

次は、自転車のながらスマホ・酒気帯び運転について確認します。

令和6年11月に道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されています。



運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに**禁止**され、罰則の対象になっています。
※停止中の操作は対象外

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

出典：「自転車は車のなかま」(警察庁)(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>)を加工して作成

平成 17 年には自転車運転中の携帯電話の使用による事故に関して次のような裁判がありました。

横浜地裁（平成 17 年 11 月）

（事故の概要）

高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師（57 歳）の女性と衝突し、看護師には重大な障がい（手足がしびれて歩行が困難）が残った。

（賠償金）

5,000 万円



自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

問題です

(問3) 時速60kmで走行する自動車は、2秒間ではどれくらい進むでしょうか。

約11m

約22m

約33m



(問4) 自転車運転中にスマートフォン（スマホ）や携帯電話で通話したり、操作する「ながらスマホ」は違反であるが、画面を注視することは違反ではない。



(回答) 約33m

(解説) 時速60kmで走行する自動車は、2秒間で約33m進みます。運転中にスマホや携帯電話を操作したり画面を見ることは、絶対にやめましょう。悲惨な交通事故を起こしてしまうことがあります。



(回答) 違反である。

(解説) 自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止されています。



次は、「不適切な指導・体罰」について確認します。

体罰は学校教育法で明確に禁止されています。

学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。



生徒指導提要（令和４年１２月）

生徒指導提要

令和４年１２月

文部科学省



生徒指導提要は、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、学校・教職員向けの基本書として作成されたものです。

生徒指導提要には、不適切な指導と考えられ得る例が示されています。

105ページに示されています。



（生徒指導提要）

・不適切な指導・体罰の根絶のために（個々の教職員において）

- 体罰から生じる問題点を認識すること。
- 最近の子どもの心理・行動様式の変化、考え方の多様化を踏まえた生徒指導のあり方について、理解を深めること。また、児童生徒の問題行動等への対応について、実践力を養うこと。
- 生徒指導に際しては、子どもに話す機会を十分に与えるなどの配慮を行い、子どもを多面的な視点で理解するよう努めること。

（出典：『改訂版 コンプライアンスハンドブック』徳島県教育委員会）



コンプライアンスハンドブックについては、
こちらへアクセスしてください。



（コンプライアンス資料）

問題です

(問5)

初任者のA先生は、最近生徒Xさんの様子が気になっていました。誰にも相談できずにいましたが、学年主任のB先生に相談することにしました。あなたがB先生だとしたらA先生に、どのような言葉をかけますか。 に入る言葉を考えてみましょう。

A先生：最近Xさんの学校での生活の様子を心配しているんです。クラスの友人関係のことで、いろいろ悩みがあるようなんです。

B先生：一度、Xさんに話をきいてみると良いね。

A先生：早速、今日の放課後、教育相談室でXさんと二人だけで話してみます。

B先生：ちょっと待って。 。

A先生：そうですね。気づきませんでした。ありがとうございます。

B先生：それと教頭先生にも相談してみましょう。

A先生：報告・連絡・相談ですね。ありがとうございます。

(回答例)

「一人ではなく複数で聞いたほうがいいよ。」

「私も一緒の方がいいんじゃない。」など

(解説)

児童生徒への指導等については、一部の教職員のみによる抱え込み指導にならないよう、教職員の共通理解の下で組織的に取り組みましょう。



学校全体として、連携
・協働型の指導への転換が大切になります。
互いに支え合い、学び合う同僚性が基盤になります。

最後に、「個人情報の取扱い」について確認しましょう。

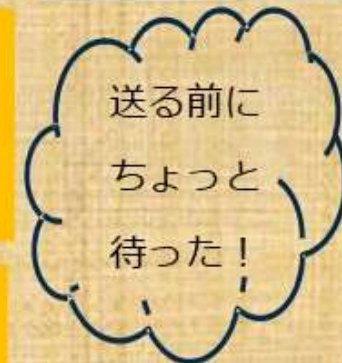
全国的に、個人情報の漏えいに関する事案が起こっています。

○全校児童の個人情報を含んだデータを、誤ったメールアドレスに送信した。さらに、パスワードの設定を怠った。その時点では個人情報、悪用される被害は確認されていない。

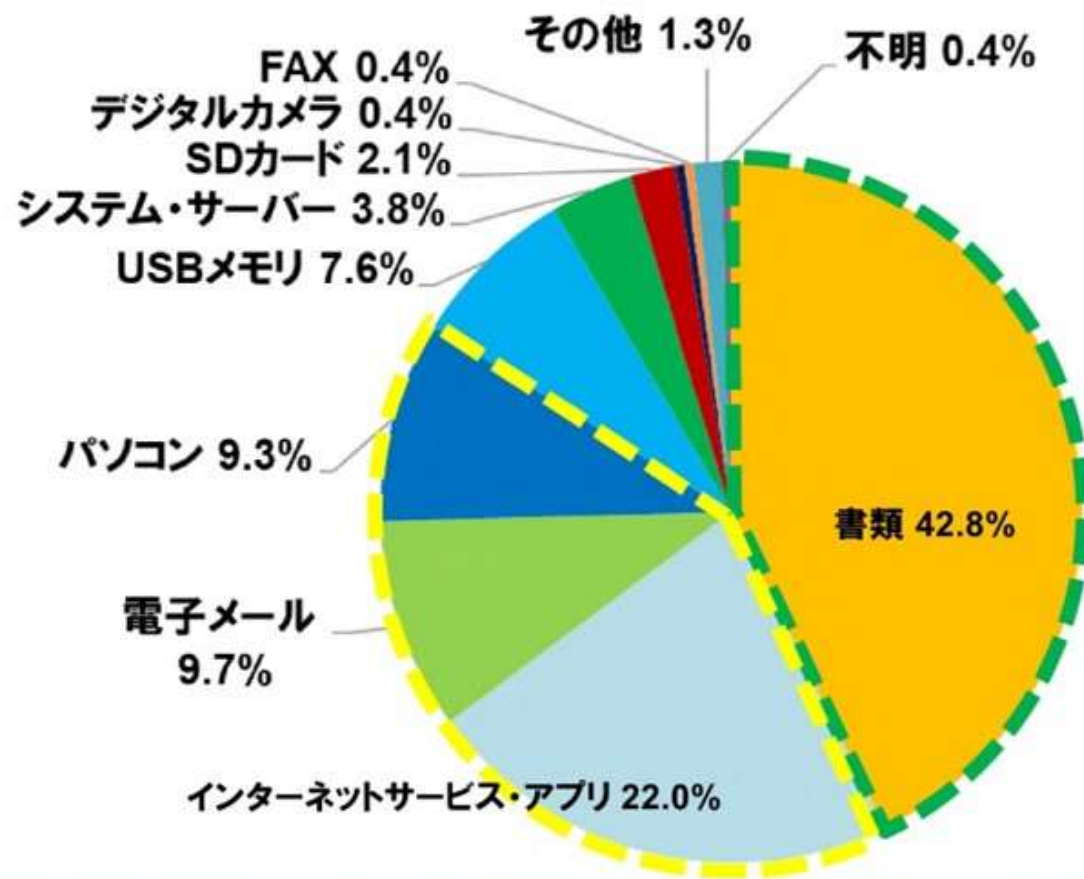


○個人情報が、学校側の設定ミスで児童生徒用のタブレット端末から閲覧できる状態になった。その時点では、外部流出や二次被害は確認されていない。

○個人情報を含んだ資料を教員が一時紛失し、資料とみられる画像がSNS上に流出した。



漏えい経路・媒体別 事故発生比率



「書類」による漏えいが最も多い
42.8%の一方で、「インターネット・アプリ」「電子メール」「パソコン」といったデジタル媒体を
合わせる41%で、紙媒体とほぼ同
じくらいの割合を占めており、ど
ちらにも注意が必要です。

(出典：教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会)

個人情報の取扱いの留意点（個々の教員においては）

- 個人情報とは、原則として、学校から持ち出さないこと。
- 個人情報の入ったファイルを自宅のパソコンに保存しないこと。
- USBメモリ等に個人情報を記憶させる時は、暗号化とパスワードの設定を行うこと。
- どこに何を保存しているか、データの保存状態を的確に把握すること。
- ファイル交換ソフトをパソコンにインストールしないこと。
- 個人情報は、原則として電子メールで送信しない。やむを得ず送信する場合は、暗号化やパスワードを設定した上で宛先を複数人で確認してから送信するなど、必要に応じて保護対策を施すこと。

（出典：『改訂版 コンプライアンスハンドブック』徳島県教育委員会）



（コンプライアンス資料）

個人情報の取扱いの留意点（学校組織全体としては）

- 学校から個人情報等をやむを得ず持ち出す場合には、**情報管理者の許可**を得るなどのルールを明確化し、紛失・漏えい等への防止対策を徹底すること。
- 個人情報の保管場所については、施錠できる場所を指定すること。
- 漏えいの危険性について、教職員一人一人への的確な周知を図るとともに、必要に応じて研修を実施すること。

（出典：『改訂版 コンプライアンスハンドブック』徳島県教育委員会）

問題です

(問6)

「日常に潜む危険

チェックシート」

1学期末の職員室です。成績処理などで忙しそうにしています。手前の先生は、席を離れています。どのような危険があるでしょうか？10カ所探してみましよう。



Copyright (c) ISEN. All rights reserved.

(出典：教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会)



(回答・解説)

1. 山積みで落ちそうな書類 → 下に置かれたゴミ箱に落下する
2. コーヒーカップ → 書類やキーボードの上に中身をこぼしてしまう
3. パソコンに貼られたふせん → 部外者から見られてしまう
4. 開きっぱなしの書類 → 部外者から見られてしまう
5. 机の境界に積まれた書類 → 他の人の書類に紛れてしまう
6. ついたままのディスプレイ → 部外者から見られてしまう
7. 机に置かれたUSBメモリ → 部外者から見られてしまう、書類とまぎれて紛失する
8. 机に置かれた重要書類 → 部外者から盗まれてしまう、見られてしまう
9. 開きっぱなしの引出し → 部外者から盗まれる可能性がある
10. 中身がつまったゴミ箱 → 部外者から見られてしまう（機密書類はシュレッダーが必要）

(出典：教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会)

今回のeラーニングで更新した
「知識」と「意識」を活用して、
「教職員としての誇りと自覚」を
さらに高める取組を
充実させていきましょう！

コンプライアンス意識を高めるために、

- ・ 研修を積極的に受講したり、
- ・ 気になることがあれば調べたり
してみましよう。





eラーニングによるコンプライア
ンス研修、お疲れさまでした。
続いて、「eラーニング研修アン
ケート」にお答えください。